

令和4年7月1日
(2022年)

和歌山市長 尾花正啓 様

和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会

環境とパワープラント和歌山との調和について (答申)

令和2年9月12日付け和環第456号で諮問のありました環境とパワープラント和歌山との調和について、当審議会では慎重なる審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

令和2年9月12日、本審議会に「環境とパワープラント和歌山との調和について」の諮問があり、以降、5回にわたり審議を行い、令和3年5月25日付けで「事業者への意見」として本審議会の意見を事業者に示したうえで、令和3年8月24日までに事業者の見解を求めていた。

しかしながら現時点においても、事業者から見解を示されることはなく、十分な審議資料を収集することができなかつたため、審議をこれ以上進めることは困難であると判断するに至った。

なお、職務執行社員の変更とそれに伴う対応という事業者側の事情に十分配慮し、令和3年8月24日の回答期限をもって直ちに審議困難と判断しなかつたことを申し添えておく。

また、判断に至っては以下の点も考慮した。

1 環境影響評価法について

令和2年4月1日に施行された環境影響評価法施行令の一部を改正する政令により、環境影響評価法施行令の一部が改正され、太陽電池発電所の設置又は変更の工事業が環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に追加されることとなったことから、本審議会が事業者に対し、パワープラント和歌山が環境影響評価法の対象事業であるか確認したところ、事業者から回答は示されていない。

環境影響評価法の対象事業であった場合、環境影響評価の結果により事業計画が変更される可能性があり、よって、現行の事業計画に基づき審議を進めることは合理的でない。

2 近隣住民等との合意形成について

事業者が近隣住民等に対して事業計画の説明等を行った期間から3年近く経過し、事業者の職務執行社員の変更等、当時と変更点が生じており、加えて事業計画に対して近隣住民等の意見として不安や懸念が多く寄せられていることも考慮すると、改めて近隣住民との合意形成を図ることが望ましい。